

栃木県道路交通法施行細則の一部改正について

(平成19年10月1日)
(栃交規第2号、栃交企第17号)

この度、「栃木県道路交通法施行細則」(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。)が一部改正され、平成19年9月20日公布、同年9月30日施行された。改正の趣旨等、改正の要点及び改正後の規則の運用解釈については以下のとおりであるから、事務処理上適正に処理されたい。

なお、栃木県道路交通法施行細則の一部改正について(昭和53年6月30日付け栃交規第1014号例規通達)は廃止する。

記

第1 改正の趣旨等

郵政民営化法(平成17年法律第97号)が平成19年10月1日に施行されたことに伴い、宅配業者の郵便業務への参入が確実視され、公平性の観点からの交通規制の見直しが求められた。

これに伴い、全国統一の基準・考え方を踏まえた上、公安委員会による駐車禁止規制からの除外措置及び警察署長の駐車許可制度が円滑に運用されるよう改正したもの。

第2 主な改正点

1 交通規制の対象から除く車両に関する規定の見直し

(1) 通行禁止規則に係る規定について、中型自動車の創設を踏まえた表現とし、郵便業務の除外についても見直しを図った。

(2) 身体障害者等の対象の見直しを図るとともに、許可を対人許可とした。

(3) 規制除外標章を細分化した。

(4) 標章の不正使用者に対し、返納命令を定めた。

2 警察署長による駐車許可制度の見直し

(1) 当該用務による許可対象の判断をやめ、具体的な内容によることと判断基準を見直した。

(2) 許可の判断基準として、時間、場所及び用務に区別し、具体的に示した。

第3 改正の内容

1 規制からの除外(細則第7条第1項関係)

第2号は、「車両の通行禁止規制」の対象から除外するものとして、

イ 犯罪の鎮圧、交通の取締り等警察用車両等

ロ 郵便物の集配、電報の配達用車両

ハ 電気、ガス、水道、電話、鉄道の各事業に係る緊急修復工事用車両

ニ 一般廃棄物収集車

ホ 学校給食配達車

ヘ 選挙運動用自動車、確認団体の選挙活動用自動車

ト 急病人の搬送、防災活動、その他公益上使用車両

について規定した。

第4号は、「駐車禁止規制」の対象から除外するものとして、

イ 緊急自動車

ロ 犯罪の鎮圧、交通の取締り等警察用車両等

ハ 災害救助等車両

ニ 電報の配達用車両

ホ 一般廃棄物収集車

ヘ 道路維持作業用自動車

ト 信号機等維持管理車両

チ 選挙運動用自動車、確認団体の政治活動用自動車

リ 放置車両確認等車両

ヌ

(イ) 電気、ガス、水道、電話、鉄道の各事業に係る緊急修復工事用車両

(ロ) 報道機関の緊急取材車両

(ハ) 執行官の緊急職務執行車両

(二) 公害調査車両

(ホ) 歯科医師の往診車両

(ヘ) 犬捕獲員の捕獲車両

(ト) 郵便物の集配車両

(チ) 医師の緊急診察(治療)車両

(リ) 患者輸送車又は車いす移動車

ル

- (イ) 身体障害者使用車
- (ロ) 戦傷病者使用車
- (ハ) 知的障害者使用車
- (二) 精神障害者使用車
- (ホ) 紫外線要保護者使用車

の23項目について規定した。

2 不正使用防止及び返納関係(細則第7条第2項から第8項関係)

標章を不正に使用する事案を防止するため、標章の交付及び返納の手続きについて、標章の目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納等の措置に係る規定を整備した。

3 駐車許可の運用の見直し(細則第9条第1項から第9項関係)

改正により、法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分(法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法第45条第2項の無余地となる場所を除く。)に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではないことを踏まえ、駐車許可の対象を特定の用務に限定する運用を行っていたが、その見直しを行った。

なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によることに留意すること。

4 駐車許可の手続きの見直し

(1) 適切な審査の実施

今後、駐車許可の是非は、当該申請に係る場所が駐車規制のみが行われている道路の部分にあることを確認の上、当該駐車に係る特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量することにより決すべきものであるから、駐車許可の申請に対しては、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行うこと。

ア 申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

(ア) 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イ(イ)において同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ 申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

(ア) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

(イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(ア) 公共交通機関等の該当車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認める用務であること。

(イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他の駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(ウ) 道路交通法第77条(道路の使用の許可)第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

エ 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

(ア) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(イ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2) 審査の迅速化及び許可手続の合理化

ア 管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況及び道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例を蓄積し、その事例を基にして行うものとする。この場合において、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域及び重点路線の考え方との整合性の確保について留意すること。

また、引っ越しで申請者が遠隔地に所在する場合等について、事前相談の受付等により、審査の迅速化を図るよう配意すること。

イ 日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、

○ 複数の場所に連続的に駐車することとなるもの

○ 特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの

については、申請手続が複雑となることを避けるため、複数の申請を包括して一括の申請・許可(証)で行うことを考慮すること。

この際、提出された許可証により、駐車許可の日時、場所及び用務が容易に確認することができるよう配意すること。

(3) 道路使用許可との関係

駐車許可と道路使用許可との関係については、例えば、引っ越しに伴う駐車であって、当該引っ越しのための貨物の積卸し自体が他の交通に支障を及ぼすものでない。

く、交通の支障となっているのは駐車車両のみであると認められる場合で、当該駐車車両の移動が容易であり直ちに交通の支障が解消できるものについては、駐車許可の対象になると考えられる。

他方、引っ越しのための駐車であってもクレーンを用いた貨物の積卸しを行う場合、高所作業車を用いた高所作業やレンタゲン車を用いた健康診断の場合等、当該駐車車両を車両としてではなく、作業の道具として使用する行為が伴う場合は、当該車両を直ちに移動することができず、道路への車両の固着性が認められることから、道路使用許可の対象として許可の是非を判断すべきものである。

5 別記様式に定める標章関係

- (1) 規則別記様式第4号(第7条関係)については全国統一とし、規則第7条第4項又の(イ)から(リ)までにあっては、車両番号を特定し、車両ごとに標章を交付するものとすること。

ただし、同項ルの(イ)から(ホ)までにあっては、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとすることから、車両の特定はしないこと。

- (2) 標章の交付を受けて現に当該目的のため使用中の車両が、交通の支障等により至急移動の措置をとる必要が発生する場合を考慮し、その際の連絡方法等を記載した連絡票(規則別記様式第4号(その5)という。)を標章と共に掲出させる等の措置を講じさせること。

6 標章又は駐車許可証の不正使用事案等への厳正な対処

標章又は駐車許可証の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、標章等が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、交付目的以外の使用が行われた場合、地域住民の間に著しい不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、平素より駐車取締りに当たる警察官又は駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

第4 運用上の留意事項

今回の改正の公安委員規則からの交通規制対象除外についての具体的な解釈運用については、別表のとおりである。

1 除外の適用

除外の適用は、法第4条に基づく公安委員会(法第5条による警察署長規制を含む。)が行う交通規制に対する除外であり、法定の禁止(例えば法第44条第45条の法定の駐車禁止場所)に対してまで除外が適用されるものではない。

また、この除外の適用は、身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者、色素性乾皮症患者(紫外線要保護者)に交付した駐車禁止除外指定車標章については全国適用されるが、その他の除外については、標章の交付を受ける必要のない車両を含めてすべて本県内(ただし、通行禁止除外指定(警察署長許可)については指定(許可)区域に限る。)に限られるものである。

2 交通障害除去のための現場警察官の指示

現場の警察官は規制除外車両による通行、駐車が著しく交通の障害となるような場合には、必要な指示を行ない交通の安全と円滑を図るように努めること。

なお、このことについては、各標章裏面に、注意事項として「現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと」と記載しており、運転者の義務規定が示されている。

3 その他

- (1) 標章交付申請を受理する際は、申請者に対する質問、添付書類等を参考として、検討のうえ、交付の適否、その他参考となる意見を付して副申すること。

- (2) 従来有効期限を経過しても返納を怠っている者が相当数あるので、交付に際しては返納の励行方にについて教示するとともに、更新の交付に際しても旧標章の返納手続きをさせてから交付するよう指導すること。

- (3) 警察署長の通行許可標章は交通部交通規制課において配分する。

4 添付書類

栃木県道路交通法施行細則の一部改正に伴う解釈運用(別表1)